

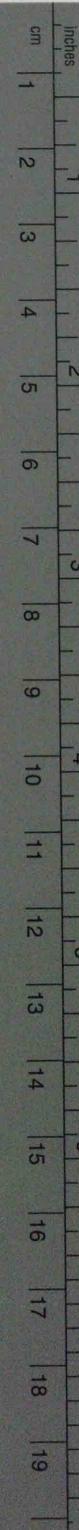
40512

教科書文庫

4
110
41-1941
2000302128

**Kodak Gray Scale**

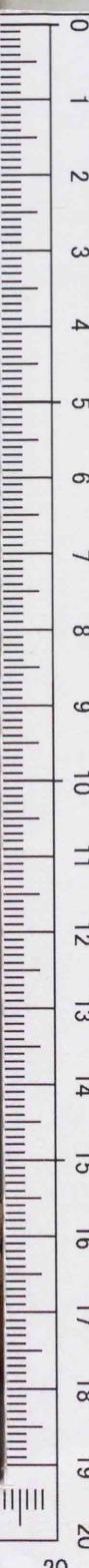
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

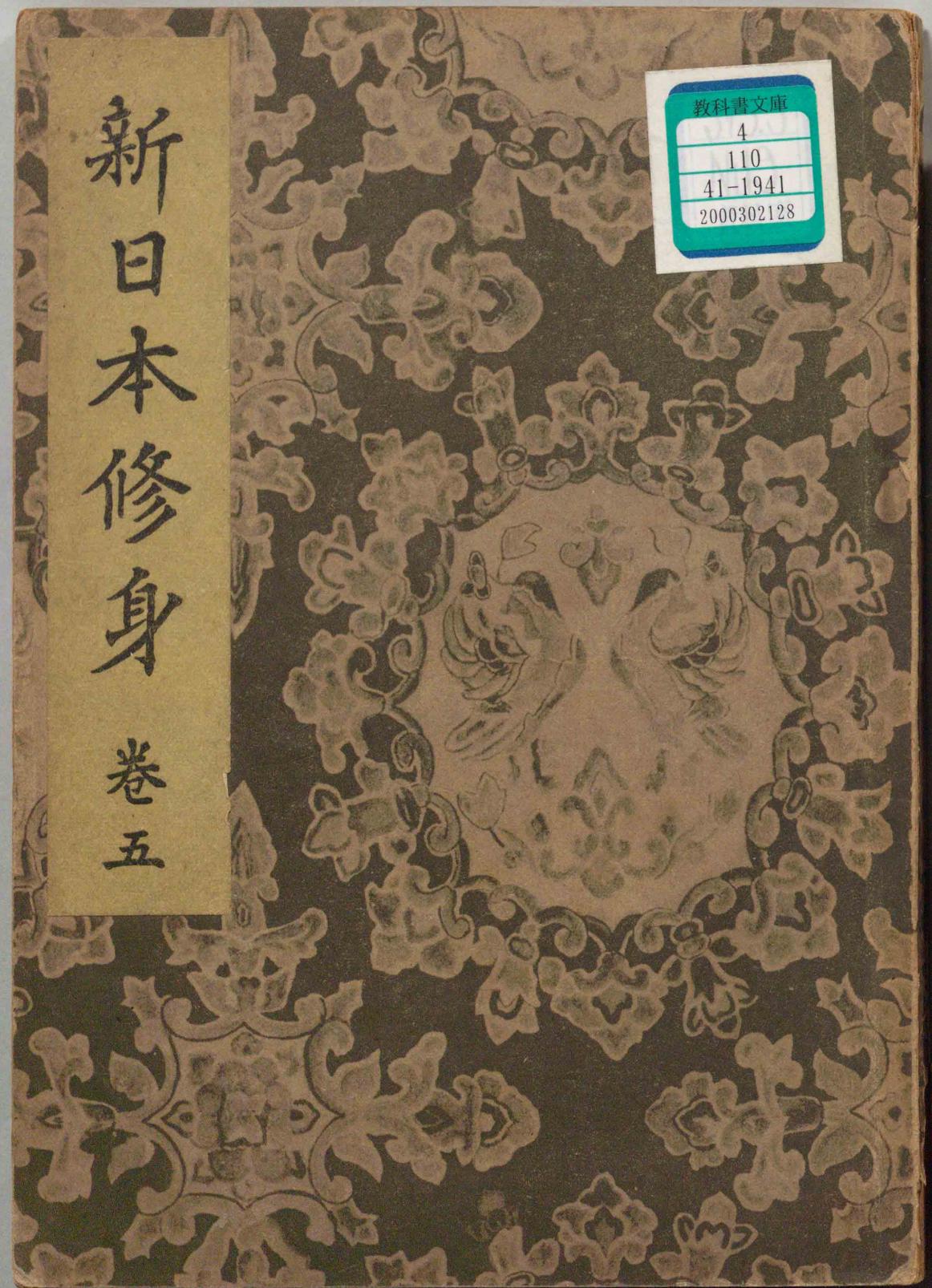
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



新日本修身 卷五



資料室

文部省検定  
和昭六十九年九月二十七日  
中學・校業實業修身科用

教科書文庫

4

110

41-1941

2000302128

376.9  
M19

文學博士西晋一郎著

# 新日本修身

広島大学図書

2000302128





天祖の神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是  
吾子孫可王之地也宜爾皇孫  
就而治焉行矣寶祚之隆當與  
天壤無窮者矣

勅 詞

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
チ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良  
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德  
チ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ソ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

チ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著シ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽  
攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸  
シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ  
朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承  
ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆  
ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ  
視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆  
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一  
ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存ス  
ヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ  
立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ  
大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢  
弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ  
嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治  
メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ  
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國  
運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニ  
シ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコ  
トヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ  
奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ

揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑑ニ對フルコトヲ得シメヨ

昭和三年十一月十日

勅 謩

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひた

れとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おののつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士とともに棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひ

しこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を經すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす子々孫

々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕が國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我が國の稜威振はざることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け

我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も  
深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれ  
いてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟  
くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して  
軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得  
へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならさ  
るは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人には  
としかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を  
存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし  
抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵

力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑  
はす政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守  
り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟  
せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ  
一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下  
一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬する  
のみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任  
の者は舊任のものに服従すべきものそ下級のもの  
は上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義な  
りと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者  
は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて散

禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を恵ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當る

の職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んすへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はゝ始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臘氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止ることよけれ古

より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例渺からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風

も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼  
れて曩に免黜條例を施行し畧此事を諒め置きつれ  
と猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故  
に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閒  
にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさ  
て之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條  
は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神な  
り心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの  
裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事  
も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人

倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓  
に違ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日  
本国の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみなら  
んや

御名

明治十五年一月四日

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懼ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ憚ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マ

ス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮ア所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムト  
スル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ  
汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ  
古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見  
ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ  
文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全  
クセムコトヲ期セヨ

明治天皇御製

國といふくにのかゞみとなるばかり  
みがけますらを大和だましひ  
おこたらず學びおほせていにしへの  
人にはぢざる人とならなむ

# 新日本修身 卷五 目次

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 一 國 民 道 德       | 一 |
| 二 國 體 の 源 潤     | 二 |
| 三 我 國 忠 孝 の 特 質 | 三 |
| 四 我 國 忠 道 の 發 達 | 四 |
| 五 我 國 道 德 の 發 達 | 五 |
| 六 祭 祀           | 六 |
| 七 家 族 制 度       | 七 |

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 八 教 育 に 關 す る 勅 語 の 下 賜 | 一 |
| 九 教 育 に 關 す る 勅 語 の 精 神 | 二 |
| 一〇 現 代 の 道 德 思 想        | 三 |
| 一一 思 想 問 題              | 四 |
| 一二 社 會 問 題              | 五 |
| 一三 婦 人 問 題 と 結 婚        | 六 |
| 一四 財 產 の 倫 理            | 七 |
| 一五 道 德 的 感 情            | 八 |
| 一六 世 界 の 文 化 と 我 國 民    | 九 |

七 世 界 の 文 化 と 我 が 國 民	二	全
六 公 民	· · · · ·	二〇
五 道 德 の 力	· · · · ·	二一
三 皇 運 の 扶 翼	· · · · ·	二二

目 次 終

新 日 本 修 身 卷五

西 晋 一 郎 著

一 國 民 道 德

文化の特殊化

世界に國を建ててゐる民族は各其の建國の事情を異にし民族性を異にしてゐる。且つ長き歴史生活は一層其の特色を發達せしめ、道徳・學問・藝術・政治・教育より風俗習慣に至るまで、それゝ趣を異にしてゐる。其の間には國民間の交通が開け、接觸交際の機會が多くなり、文化は相互に傳

播せられた。而して健全な民族は他の文化をも採入れて益、其の生活を豊富にし、多様にし、かくして自己の特色を一層發揮するに至つた。是れ人間生活に無量の情趣ある所以である。民族生活が單調一律となつて進取性を失へば衰退に赴き、之に反して分殊し複雑化する時は概して發展の時である。

文化の中には諸國に共通なものも少くない。宗教の如きは往々同一信仰が數多の國民中に流布せられ、藝術も亦他國に於ける技法が模倣せられ、外來の繪畫・文學・音樂を珍重鑑賞することもある。特に科學に至つては、國に依つて内容を異にするとの最も少いものである。故に科學を

應用した文明技術は世界を通じて殆ど同様の觀を呈してゐる。然るに道徳的風習の如きは、各國それゝ其の趣を異にしてゐて、同一のものはない。是れ道徳は深く國民の性情に根ざし、國民生活統一の中心となり、民族の歴史を通じて發展し、政治・法律・經濟の根柢を爲すものであるからである。國民の精神もこの特性ある道徳の中に宿り、國民の理想も亦此處に其の根據を有する。故に實際に於て流行する道徳は國民的特色を帶びた道徳、即ち國民道徳ならざるものはない。人は特殊的宗教の信仰を有たぬことは出来ても、一日も道徳を離れることは出來ぬ。宗教家も道徳の實踐を離れるることは出來ぬ。藝術家も亦道徳は守らな

特殊の國民道德  
を生ずる理由

ければならぬ。すべて人間の營爲といはれるほどのものは皆道德である。西諺にも「道德に休日なし。」といつてゐる。人として道德を離れることの出来ないのは、恰も魚の水に於けるが如くである。而して實際に行はれるものは皆それゞゝの國民道德である。人類としての生活も實際に於ては國民としての生活であるから、國民として離れることの出來ないものは國民道德である。

道德は國民によつて其の形態を異にしても、いづれも均しく道德たるに違ひはない。蓋し人の人たる道は一であるが、其の行はれる所、同中自ら異あり、異中自ら同ある所に國民的特色を生ずるのである。孔子の教にも「言忠信、行篤

敬なれば、蠻貊の邦と雖も行はれん。言忠信ならず、行篤敬ならざれば州里と雖も行はれんや。」とある。忠信篤敬が萬國を通じて人の道たることは、例へば食をとり運動するのが萬人の生を全うする所以の道であると同様である。しかも同じ食にしても、米食の民族もあれば、麥食の民族もあり、魚菜を主食とするものもあれば、獸肉を主とするものもある。運動に於ても登山・漕艇・野球・散歩等其の適する所に依つて違ふ。道德も之を行ふ處と事情とに由つて國民的特色を帶びて來る。英國民は自他の幸福を計るを道德の眼目としてゐる。而して自他の幸福を全うする爲には、必ず信實を守り、篤敬でなければならぬ。我が國は忠孝を

道德の中心とする。忠孝の念深き者は決して虚偽を語り、輕薄尊大の行をしない。されば忠信・篤敬は萬國を通じて一なる道德であるけれども、之を行ふ道は國によつて違ふ所が起るのである。故に他の國民道德の特色をとつて其のまゝ我に移すことは出來ぬ。例へば獨立自尊を重んずるのと、恭儉を重んずるのとは、其の國の德風の異なる所であつて、彼此相移すべきものではない。たゞそれが道德である限り、彼の自尊は慢心でなく、この恭儉は卑屈でないのである。男女道德に於て或は愛といひ、或は別といつても、其の眞意に達すれば、別に因つて眞の愛情に達することが出來、眞の愛はやがて男女間の正しき秩序を生ずるであら

う。しかも我にあつては、愛でなく別でなければならぬのである。凡そ此等の相違は國民生活全體の特色から起るものであるから、遽かに其の一を擇び取つて我に用ひようとしてはならない。諸德目が集つて其の國民の道德を成すのではなく、國民道德の全特色から一々の徳目の特色を生ずるのである。

## 二 國體の淵源

我が建國の模様は神代史によつて其の大要を知ることが出來、建國の精神は天祖の神勅に明かなることは、我等の既に學んだ所である。今これを概括すれば、伊弉諾・伊弉冉二神の御國造の話は、我が國は力強き者が選ばれて君長と

なつたり、或は外來の強者が主となつて領したものではなく、臣民も皇室と其の根源を同じうし、根幹と枝葉と一大樹を成すがごとき自然的な形をもつて創建せられたことを物語つてをる。故に我が國に於ては、肇國の初から皇室と國土と民族とは共に同一體である。

従つて此の國土・國民は皇室と共に終始するものであることは、肇國の歴史に於て明かに見ることが出来る。天皇を國家の統治者としては君主にましく、國土・國民・創生の神の神胤、愛民の主としては國民の父にまします。我が國に於ては君父は一である。従つて君父に對して崇敬の誠を捧げ、其の教命に従順であるのが道徳の大本であつて、即

忠孝は道徳の大訓なり

ち忠孝これである。天壤無窮の神勅は、天胤が永く此の國土に君臨し給ふこと、皇室は民族の宗家にましますことをお示しになり、又三種の神器は天位の信シルシであつて、特に寶鏡はこれを授け給へる時の勅によつて親子一體の象であることを教へ給うたと拜察することが出来るのであつて、即ち忠孝の大訓を萬代に垂れ給うたのである。

我が民族は分れて多くの氏族となり、各、其の職を以て朝廷に仕へて來た。民族の宗家たる皇室はこれに對するもの、又これと區別すべきものがないのであるから、自ら姓氏を有ち給はぬ。往昔に於ては「大家」と申し奉つた。或は「スマラミコト」とも尊稱し奉つたが、蓋し國家を統治し給ふ御

方といふ程の意である。古今東西凡て帝王たるものに其の姓氏があるのは、其の國土・民族の中にこれと對立するものがあるからである。其の國土を開き、其の民族の宗家たるものは即ち其の國土・民族の全體を代表するものであるから、これと相對するものがなく、姓氏を以て別つ必要がない。而して是れ獨り我が皇室に於てのみ見奉る所である。

天祖は皇孫を降臨せしめ給へる時、齋庭の穂を授けて萬民の生活の資となさしめ給うた。齋庭の穂とは高天原の御田に植ゑさせられた稻の種のことであつて、稻は皇室の最も愛重し給ふ國民おほみなからの生命を養ふ所のものであるから、斯く皇孫に御授けになつたのである。而して其の種は天祖

の授け給うた所であるから、肇國の精神は民命を養ふにあることが知られるのである。是れ新年祭に於て年穀の豊饒を祈り、新嘗祭に當年の新穀を以て天照大神を始め奉り天神地祇を祭らせ給ふ所以である。是れ皆國民生命の根源に對する報謝の念の表現である。

抑も神勅は國體の大本を建てて、忠孝の大訓を萬世に垂れ給うたものである。三種の神器は仁と明と威との君徳を象られたものと拜察せられるのである。民人の食の本は天孫此の土に降臨し給ひし時携へさせ給うた所である。歴代の天皇は天祖の胤を以て天祖の意を承け、君徳を修め國民を愛養して大孝を申べ給ひ、臣民は國初以來、君に忠に

解國體の根本の了

親に孝の大道を實行して、皇室を翼賛し奉り、國土を愛護して來たのである。

我が國體の淵源は宏遠に、國體の尊嚴は他に比類なしと謂ふべきである。實に皇位は天津日嗣の御位であつて、天胤にまします天皇はあきづかみ(明津神)とも、あらひとがみ(現人神)とも、又あらみかみ(現御神)とも申し奉る。是れ太古我等祖先の國民的信念として今に活きくとして傳はつてゐる。かの人麿の名高い長歌「やすみしし我が大君、神ながら、神さびせすと云々」は此の國民的信仰を歌つたのである。我が國に於て嚴密な意味を以て神聖といふ語を用ひるのは、只皇室に對し奉る場合に限られる。我等は天祖

肇國の大道の中に於て生々發展してゐる。國民たる者は、此の國體の根本を確實に了解しなければならぬ。

### 三 我が國忠孝の特質

忠孝は一なり

國體の淵源に就いては既に學んだ所である。國があれば必ず國の本があつて、これを國祖といふ。家があれば必ず家の本があつて、これを家祖といふ。人は皆祖より出る。此の祖に反へり祖に報いることが孝である。我が國に於ては皇室は國の本、國民の宗であらせられるから皇室に忠なるはやがて國祖に孝なる所以である。また我等の祖先は世々皇室に忠を致することを心としてゐたから、我等が今

日皇室に忠を盡すのは祖先の志を志とし、祖先のこととを承述する所以であつて、同時に家祖に孝なる所以である。故に畏くも教育勅語に、「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と教へ給うてゐる。吉田松陰は「人君は民を養ひ以て祖業を續ぎ、臣民は君に忠にして以て父の志を繼ぐ、君臣一體忠孝一致、唯吾國を然りと爲す。」といつてゐる。天皇の孝は民を養ひ給ふ所に存し、臣民の孝は君に忠なる所にある。又家祖に報いるのも孝、國祖に報いるのも孝であるけれども、家の本は國に在るのであるから、國祖に報いるの孝、即ち皇室に忠なるを根本とするのである。

忠も孝も皆我が生命の本たる祖に反へり報いる心である。生命の本に反へる時は、我が物顔に振舞ふべき何物も、我は有たない。我が身を擧げて悉く家國の恩惠であることを知るとき、感謝の心は油然として起る。此の心を又誠とも言ふことが出来る。親に孝なる心を君に移せば忠となるとは、誠の心に於て一致する意味である。藤田東湖の弘道館記述義に、「忠孝は名教の根本、臣子の大節にして、忠と孝とは途を異にするも歸を同じうす。父に於ては孝と曰ひ、君に於ては忠と曰ふ、吾が誠を盡す所以に致りては一なり。」とある。また、「忠孝一本なり。」とも説いてゐる。蓋し忠孝の神髓に就いて言つたのである。

次に忠孝の別なる所以を考へて見るのに、凡そ萬象皆秩序法則がある。此の秩序法則に違へば衰滅せざるを得ない。草木鳥獸も此の理を免れることは出來ない。人間生活も秩序によつて存立することが出来る。而して秩序の根本は統一するものと統一せられるものとの間が紊れざるに在る。此の統一者の地位に立つものは、國によつてさまざまであるが、其の地位が堅固でなければ、國の統一は破れ易い。我が國に於ては統一者は大君にましくて、君臣の位は儼乎として定まつてゐる。此の故に國は長安久治である。君をいづく迄も君とし奉る、是れ忠君の誠である。而して此の君臣の分はすべての分の本である。分とは即

ち人々の守るべき地位、行ふべき職能のことであるから、君臣の分が確立し、國家の秩序が維持せられる所に、すべての分も立つのである。

次に萬物は同氣同類相通ずるものである。地上の生類は相通じ、人類は尙更相通じ、人類中でも同種同族は特に親しく相通ずる。而して其の最も親しく相通ずるものは、父子祖孫である。親子は情の最も至れるものである。萬物は秩序法則によつて差別せられ統一せられると共に、情によつて平等に相通ずる。君臣は義の大なるものである。父子は情の至れるものである。情義兼ね行はれて人生は全きを得るのである。我が皇室と臣民との關係は實に此

の二者を兼ねるものである。

外國の歴史を見るに、忠君と愛國とは必ずしも一致してゐない。民心が王家を離れることがあつても、祖國の愛は渝らない。甚だしきは國土・民人を護るために王を放ち、或は殺したものさへある。我等にあつては皇室と國とはもと同一體であつて、忠君愛國は異名同實である。是れ亦我が國體の萬邦に比類なき所以である。

#### 四 我が國忠道の發達

我が國に於ける忠道は、孝道と相離れないことは前章に述べた如くである。古來この忠道は尙武の風に富める國

民性と相合して、種々なる形式をとつて發展して來た。蓋し我が國は往昔より武を尙べる國である。天祖の雄々しき御有様は、畏くも我が國民の氣象を表はし給うてゐる。天孫降臨に當りては、天忍日命、天津久米命等の武神が天の石鞍いはゆきを取負ひ、頭椎くずの太刀を取佩き、弓矢を持して警衛し奉つた。中國を平定し給うた人皇第一代の君を、神武と謚し奉るのも故あることである。上古に於ては兵權は常に朝廷にあつた。日本武尊の武略、神功皇后の國威を海外に輝かし給ふなど、皇室の稜威のほど申すも畏き事である。物部・大伴氏は武臣として世々朝廷に事へ、勇武の精神を發揚した。抑も武は妖氣を掃ひ、邪氣を遠ざけ、天地を廓清する

所以のものである。特に我が國民の武勇は常に皇室を守護し奉り、國土・民人を安泰にする爲に發揮せられた。國民のこの武勇の特色を最もよく言ひ表はしてゐる武臣の歌に、「海行かば水漬く屍、山往かば草むす屍、大君の邊にこそ死なぬ、かへりみはせじ。」とある。又「梓弓、手にとり持ちて、つるぎたち、腰にとりはき、朝まもり、ゆふのまもりも、大君のみかどのまもり、吾を措きて、また人はあらじ。」ともある。即ち我が國民にありては、武勇を勵む心と忠義を勵む心とは本來一である。なほ奈良朝時代に於ては、「明御神と大八洲國所知天皇」と申して、天皇を現世の御神と尊崇し、ひたぶるに其の下に事へ奉らんことを願ひ、君の御爲には一身を

捧げ奉らんと念じた。偶、道鏡の如き亂心の徒があつたが、固より野望を遂げることは許されず、「無道の人宜しく早く掃除すべし。」との神宣によつて忽ち芟除された。清麻呂公の忠誠は即ち我が國民的信念の無上の發現である。

平安時代に入つては、桓武天皇の蝦夷平定の偉業があり、國民的統一が漸次確立して來たが、一面漸次國家綱紀の弛緩と道徳の頽廢を來し、藤原氏一門の擅權と驕奢は一層其の傾向を助長し、皇室の尊嚴も爲に傷つけられ、遂に鎌倉時代に至つて武家政治なる變態を生むの漸を爲した。然し一方外國との交際により、國民的自覺も著しく發達した。

菅公の語と傳へられてゐる「和魂漢才」は、時の極端な唐崇拜

の風を警戒したのである。この期の中葉以後には、文學・美術等に於て大いに國民的特色を發揮したことは、注意すべきである。

## 鎌倉期以後

保元・平治の亂は我が國に於て最も名分の紊れた時である。特に政權が武門に移つてからは、武人大義に暗く、「昔は昔、今は恩こそ主よ。」とて、其の直接仕へる所に忠を盡すを本意とする風さへ起るに至つた。天皇の尊嚴にましますことを全く忘れたのではないが、遂に承久の變、元弘の亂の如き、國史上に一大汚點を殘す事變が生ずるに至つた。當時天下の武士に忠義の心はあつたが、惜しいかな其の向け所を誤つた爲に、其の忠も忠にあらず、其の義も義にあらず、

遂にかかる不祥事を惹起したことは、歎きても餘りあることである。其の間、唯楠公は一門父子悉く義に赴き、以て名節を磨勵し、北畠親房卿は戦鬪攻伐の間、神皇正統記を著して國體の淵源を説き、大義の存する所を世に示した。戦國動亂の時代に入つては、皇室の式微其の極に達し、畏きことのみ多かつたが、天祖の胤の統治し給ふ國體の根本は微動だもすることなく、信長・秀吉の如き勤王の誠を致す豪傑が出て、世人亦皇室に對する崇敬を新にするに至つた。

## 五 我が國民道德の發達

爛熟せる文化に伴つて道義の頽廢したのは、平安時代帝

都に於ての事であつた。質實な精神はなほ地方の士人の間に存し、鎌倉時代・室町時代を経て、武士道なる特殊の道徳を發達せしめた。蓋し元來國民が尙武の氣に富める所、武人の世となつてから一死以て其の主君に報いんとする精神が一道の活氣を得て来て、武士は戦鬪の間に心膽を練り、武術を磨き、節義を重んじ、威儀を慎むなど、實際的修行を勤むる風が起つたのである。徳川時代に文教が大いに開けるやうになつてからは、學問の修業がこれに加つて、武士道は一般士人たるもの道となつた。而して水戸義公・山崎闇齋・山鹿素行等前後に輩出して、武士道は尊皇の精神と一致すべきものなることが明かにせられ、武士道は悉く上古

武勇の精神に復つた。明治維新の大業も亦此の精神を體した武人の力に依る所が大いにある。

武士道道德の中心とする所は素行のいつたやうに、「義利を辨じ氣節を尙ぶ。」にある。氣とは何であるか、齋藤拙堂は「それ國は士あるを以てたち、士は氣あるを以て立つ。さてその氣は恥を知ると欲を忘るゝとより生ず、是れ所謂廉恥の心なり。」といつてゐる。蓋し一身を君に捧げて我が身を顧慮する心なく、汚名を恐れ、廉恥を尙ぶ時は、勇往正直の精神氣魄内に充满する。節とは節義の事である。孔子の「事父竭其力、事君致其身。」とは節義の大なるものであつて、すべての義は忠孝を本として出づるのである。「弓箭と

る身の習、かりにも名こそ惜しく候へ、敵を恐れて遁れたりといはれんは武士たるもの恥なり。」とは早く既に源平時代武人の志操であつて、「あな悪や、さしも不便にし給へる主を見捨てて思ひもよらぬ尼公の供して上りたるよ。」とは卑怯未練の士に對する當時世上の非難である。「假初にも表裏なる言行あるまじき」「たしなみ」は、實に戦國時代の典型的武人の志操であり、「文道を知らずして武道終に勝利を得ざる事の精神と共に合體して、此の氣節を正しきものにしたのである。」武士道に於て氣節といふは、我等今日の上で言へば、利を去りて公に就き、各自其の職とする所に殉ずる精神である。斯く氣節を尙んだ武士は、また自然儉素

質朴の風を尙び、眞實にして人情に厚く、容儀を慎み、洒落の風さへ生ずるに至つた。明治天皇の軍人に賜へる勅諭には軍人道德を約して、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五とせられた。これは獨り武人への教訓たるのみならず、一般に國民の守るべき規範である。

次に國體觀念について見るに、徳川時代に入つては學問が大いに進み、自然我が國史をも講じて、皇國の道も次第に明かにせられ、大義名分の存する所が識者の間に知れわたるやうになつた。今これに貢獻した學者の一二を擧ぐれば、山崎闇齋は「孔孟兵を率ゐて來らば之を擒にせん。」と言つて異國崇拜學者輩の迷妄を醒まし、その門下有爲の士も

次々に起つて、我が國體を明かにすることに努力した。又水戸義公は「大日本史」の編纂を創めたが、大義名分を明かにするのがその眼目であつた。大日本史修史の精神は其の序文に、「人皇基を肇めて二千餘年、神裔相承け、列聖統を續ぎ、姦賊未だ嘗て覲窬の心を生ぜず、神器の所在日月と並照す。」とあるによつても明かるる如く、尊皇の大義を闡明するにあつて、徳川後期に於ては水戸學となつて、國民思想統一の一大勢力を成し、天下の志士を鼓舞して王政復古の業に與つて大いに力があつた。又山鹿素行は夙に邦儒の迷夢を脱し、中朝事實を著して國體の精美・水土の優秀を説き、國民的自覺を世上に宣揚した。我が國の古典を研究し、古意を

探し古道を明らめて、國體を其の眞相に於て明かにしようとしたのは、多くの先驅者を承けて起つた賀茂眞淵であり、これを大成したものは本居宣長であり、平田篤胤は更にこれを繼いで、尊内卑外の説を激しく主張した。これを國學と稱して、我が日本精神はこれによつて大いに世に明かとなつた。凡そ此等の思想は軽て志士の實際運動を起し、幕府紀綱の弛緩や外國の刺戟と相俟つて、明治維新の大業の原動力となつたのである。

## 六 祭 祀

古語に「萬物は天に本づき、人は祖に本づく。」とある。人

は氣を天地に稟け、體を父祖から分受する。されば天地祖先のこととし言へば、人は何とはなく心に深く感動する所がある。其の感動とは懷かしく思ひ親愛する心と、敬ひ尊ぶ情とである。此の誠敬・親愛の情は發して祭祀としてあらはれる。凡そ神明を敬し祖先を崇ぶは人情已むを得ざるに出づるのである。等しく祖先といつても直接血統的連絡の明かな血族的關係の祖先があり、同一種族に屬する故を以て共同的に仰ぐ祖先がある。前者は一家の祖先であり、後者は國民一般の公的祖先である。公的祖先を尊敬することによつて民族はいよ／＼一體となり、一家の祖先を愛敬することによつて一族は親睦する。蓋し本に反へ

ることによつて本より分れた數多のものは結合し、本に反へらなければ、分れ／＼遂に疎遠になり行くを免れない。されば人が和睦親愛して生活するためには、其の生命の始に反へり、其の本に報ずる心を存せねばならぬ。此の心が發して祭祀となり、祭祀は又此の心を養ふのである。祭祀の人生に於ける意義、深長なりといはねばならぬ。

我が國民は報本反始の心が特に厚く、忠孝の道徳もこれから起つて来る。傳によれば太古綿邈の世、天照大神は新嘗の祭をなし給ひ、又神に供へる神衣を織り給ひ、神武天皇は禍亂戡定の後靈畤を鳥見山に造つて皇祖天神を祀り、「我ガ皇祖ノ靈ヤ、天ヨリ降鑑リテ、朕ガ躬ヲ光助ケタマヘリ。」

今諸ノ虜已ニ平ギ、海内無事ナリ。以テ天神ヲ郊祀リテ用テ大孝ヲ申ベタマフ可シ」と勅し給ひ、崇神天皇は特に神祇を尊敬し給ひ、天祖を大和笠縫の邑に祭り、大いに祭祀の典禮を備へさせられた。祀典は我が國家の大事であつて、中臣氏・齋部氏世々神祇の官となつたのも、其の由來する所は遠く天孫皇位を受け給うた時にある。神祇官が太政官の上に位したのも、祭祀は國政の根本であるからである。國土肇造に翼賛せられた神々及び歴史上國家に勳功あつた群臣の靈をも、朝廷に於て祭らせられるのである。而して報本反始の義は大嘗祭に至つて極まり、實に國家最高の典禮である。毎年行はせられる元始祭・紀元節祭・神武天皇祭。

春秋の皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭から祈年祭・月次祭に至るまで、皆國家・民人の生命の本に報い給ふ義に外ならない。

臣下にあつても、昔時故家・舊族にあつては、宗家の長が一族を率ゐて其の祖先を祭り、降つて武家の時代に至つても、總領がよく家の子郎等を統一したのは、祖先を尊ぶ風の然らしめたのである。今日民間に於て氏神・氏子の稱は古の遺風を傳へたものである。而して家々には神棚を造つて神々を祭り、佛壇を設けて家祖を祭つてゐる。年中行事の多くは神佛祖先の祭に關するものである。論語に「慎終追遠、民德歸厚。」といつてある。我が國俗が醇厚であり、國民の一一致團結が鞏固であることは、まことに其の原由のある

ことである。

抑も萬物は皆種から發する。種を離ることは即ち其の物の衰滅である。人も亦同様に、何等の種族にも屬しないものは一人もない。故に民族の存續による外に人の生存する道はないのである。民族存續の道は如何といふに、民族を一大族とし其の共同の祖を敬愛することによつて、親和結合するにある。然れども人は只生物的に生活せず、精神を以て其の生命とする。故に民族の存續とは民族的、精神の存續の意である。此の精神を失へば、生物的には生きてても、人として生きることは出來ない。國祖を祭り家祖に反へるは、其の精神を繼承して失墜せず、家國の本領を發

揚するにあるのである。故に天皇が新に位に即かせ給ふ時には、大いに天祖を祭つて肇國の精神に反へり給ひ、家々事あるときは、又各、其の祖先の靈に告げる。抑も精神こそ眞に生きたものであるから、生々發展して息まず、常に自ら時勢に應じて變化し、改善し、創造する。明治天皇の鴻業、大正の文物、昭和の聖代は、即ち大和民族の精神の活動であつて、而して其の間古今一貫して渝らざるもののが儀として存する。是れ眞に我が國の我が國たる所以である。

## 七 家族制度

家族制度は國に  
依りて異なる

である。我が國に於ては家は祖孫の相續を以てその根本とし、家名を繼ぐことを最も重んじ、國家制度の上から見て個人よりも根本的な要素である。抑も家族はいづれの國にもあるが、その制度と意義とは國によつて夫々異なつてゐる。これは民族の性質、資生産業の有様、國家の建て方の特異と相伴ふものであるからである。民族が法度を立て國家を成すによつて、家族も國家の中の制度となる。我が國の家族は、上古に於ては職を世襲する同一祖先から出た血族團體であつて、諸の部族に分れても常に族長によつて統率せられてゐた。中古に至つても族長は氏上と稱し、族人を一團として統率し、朝廷に事へ奉つた。其の後、長年月の間に此の氏族制度は漸次崩壊して、遂に家長によつても知ることが出来る。

率ゐられる家長家族制又は大家族制に變化するに至つた。しかし國家體制の要素として個人を本位とせず、家族を重視する家族主義的制度であることは古今一である。

我が國の家族制度は職の世襲を伴つたものであるから、祖孫相承けて家族的精神を失墜しないやうに力めた。かの大伴家持が武勇を以て朝家を護る一家的精神を歌つた如きはこれである。遙か後世に及んでは、職の世襲は必ずしも一般的に行はれたのではないが、なほ家を堅く流れる生命とし、個人は其の間に生れ出でて其の存續を計り、其の面目を維持すべきものと考へてゐた。此の精神は忠孝一體の我が道德と密接不離の關係にあることは、前課に照らしても知ることが出来る。

## 家長家族制度

家長家族制に於ては、一家を代表するものは戸主たる家長であつて、家長の地位は長子がこれを繼いで、家産を相續し、家具を保管して祖先の祭祀を司る。而して家長は家系を繼承し、家産を保有し、子弟を教養して、祀を絶たざるやうにすることを、其の最大義務とするのである。

近來、經濟組織の著しき變化につれて、家族員は散じて職を四方に求め、或は父母故郷を離れ、或は家長と別れて、夫婦子女を以て小家族を營むものが多くなつた。蓋し時勢の變化は最早、職の世襲、郷土の永住、全家族員の同居を許さなくなつた。子弟は各、其の能に従つて職を擇び、或は國外に出てて家を營まねばならぬことがある。しかしこれを以

て自ら全く新に家を立てるものと考へ、或は自己の幸福を得るのみを家族生活の目的と思ふべきでなく、却つて斯の如くするは時勢に適應して祖先以來の家を維持しこれを公にしては國運の隆盛に貢獻する所以である。凡そ分合移動は形ある生活の免れざる所である。唯精神は住所を異にし、古今を隔ても、よく一なることが出来る。故に時勢と共に家族の組織は其の形を異にしても、其の固有の精神に至つては毫も變ずることはないのである。

凡そ德義の根本は私に克ち私を忘れるにあることは、古來の教訓である。其の故は我が身は我自らが造つたものではない。今日の生活は我自身の力によつて營まれるもの

のではない。家があり、父祖があり、又大にしては國家があつて、而して人は其の中に生れ出て、其の恩澤によつて生活するのである。故に一身の幸福を求める私を去つて家國のために盡し、國家の存續繁榮を計るのは人の人たる所である。夫婦を以て一家を爲すものも決して只二人の幸福のためのみではない。夫婦があれば子女がある。子女があればこれを教養しなければならぬ。蓋し我等自らもまた父母の教養によつて、今日あるを得たのである。故に夫婦は人倫の大なるものであつて、父祖から承けて子孫に傳へ、以て我が民族の生存を全うすべきものである。家族を以て只夫婦相互の愛情を満足せしめるものと考へるのは、

是れ己の本を忘れ、恩澤を忘れ、夫婦の生活は直ちに民族の生命に連なり、廣く人類の運命にかかるものであることを知らぬものである。

### 八 教育に關する勅語の下賜

明治維新は國民生活の全般にわたつて劃期的の變革を生起した大事變である。即ち維新大業の成就によつて、忠君の道は其の本初に返へり、大義名分は再び世に明かになつたと共に、郡縣制の制定に伴ふ中央集權によつて國家的統一を固くするに至つた。而して大政の精神は五箇條の御誓文の中に示されたやうに、上下一致して經綸を行ひ、知

識を世界に求めて大いに皇基を振起し、舊來の陋習を破るにある。此の精神は着々として實行に現はれた。舊來の政治様式を改め、四民の差別を撤廢して國家生活に於て國民を平等に見、從來の武士專制を除き、一般人民の自覺を促し、大いに民心を暢達せしめた。而して盛に西洋の文物を輸入して新たな國民生活の建設に努力した。是れ今日の國運隆盛の端を開いたものである。然るに改革に急なりし爲、滔々として潮の如く流入した西洋の文物は一部國民の間に謳歌心醉者を出し、西洋の事物とさへいへば悉く善美であるとなし、舊物は皆惡しきものとして一概にこれを廢棄せんとする徒輩があつた。甚だしきは西洋の言語を以

て我が國語に代ふべしとさへ思ふに至つた。法律政治の如き國家の構造機能に關するものも大いに西洋に倣ひ、教育の精神と方法も彼を師とする有様であつた。勢の趨く所或は我が歴史を閑却し、我が固有の精神を忘れ、國家教學の歸趣甚だ明かならざるものがあつた。これ實に國家にとつて由々しきことであつたのである。

此の時に當つて畏くも明治天皇は深く軫念あらせられ、遂に教育に關する勅語を下し給ふに至つた。實に明治二十三年十月三十日のことであつて、今日臣民一般の奉體する所是れである。勅語一度下賜せられて國民は恰も雲霧を披いて青天を仰ぐ如く、異國文物を混入して紛然雜然た

る國民動向の闇を破つて我が國體の精華日星の如く明かとなり、國家敎學の大準洪範が天下に明確に示された。これ實に我が國の歴史に於て永く忘るべからざる大事である。爾來我が國民の生活諸方面に於て時勢の變屢起つて、或は内部より或は外來的に思想言動上の動搖あるを免れなかつた裡に、勅語は常に嚴明に國民の進むべき正道順路を照らす光明と仰がれ來つた。これは我が國に於ては政治の主である所の君主は同時に國の敎の主であつて、政敎の一一致は天皇御一人の上に實となれることを事實的に證明し、萬國無比の國體をこゝにも見るのである。次に此の勅語の精神と拜せられる所に就いて聊か述べる。

### 九 教育に關する勅語の精神

教育に關する勅語の下賜となつた事情は上述の通り異國の制度・文物・思想・道徳が國體を異にする我が國の敎學の歸趣を紛らはす恐が大いにあつたといふことである。それ故、此の勅語は申すまでもなく我が國體の精華を畏くもそれの具現であらせられる天皇が臣民に誥げ給へるものである。其の國體の精華は實に又、臣民各自の上にそれぞれに具はれるものであつて、勅語は謂はばそれを反省せしめ給へるのであると言つてもよい趣があると拜せられる。其の勅語は天皇の御言葉であつて同時にまた皇祖皇宗の

御言葉である。天皇は皇祖皇宗の御遺訓を御承けになつて臣民に示し給うてゐられるのである。

御遺訓である勅語は御言葉であるが、たゞの御言葉ではなく千百世の歴史的事実の上に實證せられて來た御言葉であり、また無窮にわたつて渝ることなく實現せられ行くべき御言葉である。歴史的實現に本づかぬ言葉はいかほどそれ自身善美であつてもたゞ言葉たるに止まる。此の勅語は千載を通じて存續して來た民族の大事實を語り給へるものと拜せられる。皇祖皇宗の宏遠なる肇國と深厚なる樹徳との尊い歴史に據つて宣らせ給へる御言葉である。また我々臣民の遠き祖先からの忠孝の實行に本づか

せられた御言葉である。如實に歴史的精神といふべきは、世界古今唯我が國に於てのみ生きて居り、畏くも勅語はその生ける御言葉であることを忘れてはならぬ。世界古來の聖賢祖師の教もそれがいかに善美なるものであつても、かほどの歴史的生命を有つものは一もないのである。

此の勅語は上述事情の下に下賜せられたとはいへ、其の内容は一時の時勢に應じたものでなく、萬世にわたつて臣民の奉體すべきところのものであり、かく奉體することによつて萬國にゆくと雖も謬りのない大道を示されたものであることは御言葉の中に拜せられる通りである。君に忠、親に孝なるは萬徳の淵源であり、國の大本であり、人世の

綱紀である。君に忠、親に孝といふほど紛れもなき明かな教は無く、同時にまたこれほど其の意義の廣く深いものはない。

## 君民一徳

此の勅語は臣民に下し賜へる所であるが、天皇御自ら臣民と共に遵守し給ふべき皇祖皇宗の御遺訓であり、天皇御自から臣民と共に服膺せられて君民其の徳を一にせんとの聖旨を拜するのである。かかるめでたき國の、世界に其の比を見ざることを憶念し、我々の生活方面が何であらうとも畢竟、皇運扶翼の一路に歸着することを忘れてはならぬ。

## 一〇 現代の道德思想

## 國民自覺の成立

勅語の下賜以後、我が國に於ける道德思想が如何なる推移をなしたか、また其の間、國語詔書が如何に國民を正順に指導し給ひしかを見よう。其の後、國運の發展に一時期を劃したもののは日清戦争である。東洋平和の維持の爲に一度清國と戰端を開くや、舉國一致して敵に當り、連戦連勝、光輝ある勝利を博した。これは我等の胸中に潜む日本の精神が、この國難に當つて其の力を發揮したのである。而してこれは又國民の自信力を一層強くする機會となり、更に一段の努力によつて國力の發展を計るときは世界の大國

に伍することは必ずしも難事にあらずとの希望を懷かしめるに至つた。かくして潑刺たる元氣は國中隈なく充ちわたり、益、國力の充實に向つて勇み進んだのである。當時日本主義の名を掲げて、これを國民生活の指導原理とすべしと主張するものも出た。しかし思想の多端なるは何時も免れない所であつて、他の方、本能満足主義といふ如き輕薄なる思想が理論めきたる衣を假裝して、多少世に宣傳せられた。

日露戦争の結果、内、國民は我が國力は歐米諸國と角逐して決して劣るものにあらずとの自覺を確かめ、外、諸外國は我が國の優秀なる國際的地位を認め、かくして世界の一大

強國となつたのである。しかしそうして、善き事には又悪しき事の伴ふは免れ難き習であつて、戦後經濟の變動に伴つて起れる投機・奢侈の風は滔々として風をなし、民俗をして著しく輕佻浮薄に赴かしめ、これに乗じて自然主義の思想が或は文學として、或は思想評論として出現して、この風を助長するの觀があつた。明治天皇は深くこれを憂へ給ひ戊申詔書を下して、戦後日尙淺く庶政更張を要するの時に於て、上下心を一にして忠實業に服し勤儉産を治め、信義の俗をなすべきを教へ給うた。一方思想界に於ても精神生活の眞理を説くものも出で、又我が國民道德の特質を論じ、國體の根本を明かにして其の優秀を力説するものも出た。

こゝに於て國民の道德思想も大いに其の歸趣を得、國民の行動も略、中正を失はざるに至つた。

歐洲大戰以後、我が國は國力に於て世界強國の列に入り、文化的の進歩、産業の發達亦歐米諸國に比してさほど劣る所なきに至つたが、戰後經濟の變潮時に於ける投機射利の風に伴つて起れる奢侈浮華の風は深く人心を毒し、產業活動の増大と其の組織の變化に伴ふ勞働爭議は頻發し、詭激の思想亦これに和して民心を險惡に導いた。此に於て國民精神作興詔書の煥發を見るに至つた。詔書の御趣意は、國體を固くするの道は道德を尊重し國民精神を涵養振作するにあり、宜しく人倫を明かにして親和を致し、公徳を守り

て秩序を保ち、責任を重んじ節制を尚び、忠孝義勇の美を揚げ、博愛共存の誼を全うすべしといふことにある。斯く國民生活の重大事に際して天皇は詔書・勅語を發して國民を戒め、中正の道を示し、道德の尊重、精神の振作を圖り給ひ、國民は聖旨を奉戴して世に處し事を行ふの規準を得ることは實に我が國の特色とする所である。故に民心の歸趣と生活の方向とが常に歴代天皇の大御心によりて其の正しきを得ることは深く注意すべきことである。

其の後産業組織の變革と經濟事情の變動につれ、資本對勞働の關係の緊張より生ずる諸問題は頻發し、中には或は國體に反するが如き思想もある。かくては社會に不安の

氣を醸して國民團結の弛緩を來す惧なしとせない。又舊來の家族制度も其の維持を困難ならしむるが如き社會事情もあり、國民道德の實行と國體維持との上に大いに考慮すべきことがある。この際我等は聖旨のある所を遵奉し、深く反省して、外來の功利主義的・個人主義的思想の我が國民の中に浸入せるものを淘汰し去り、法律も政治も經濟も、また學問・藝術・宗教も皆忠孝の大本に則り、忠孝の徳を培養すべきものたることを明確にし、これを各自日常の實行に移して、民族の將來、國家の前途につき自ら任ずる所がなければならぬ。是れ次の時代を背負つて起たんとする青年の有つべき意氣である。

## 二 思 想 問 題

我が國民の思想は今日甚だ不統一であり、この思想の不統一はやがて國民の生活の不安定を來すのであるが、翻つて又生活の不安定狀態が思想の不統一を來す因ともなつて居る。これ等の思想の中には懷疑的・反抗的なるものもあり、又甚だしきは破壊的なるものもあり、或は放肆的・享樂的なるものもある。

原始的生活に於ては、個人は殆ど無意識的に其の部落の習慣と一致せる生活をしてゐる。其の所屬部落の習慣に反き、共同的生活形式に外れた主張を爲し、個人の任意なる

動作をなすは、却つて文明社會に於て見る所である。これは原始的生活に於ては、個人意識未だ發達せず、自覺の乏しきに由るためであらうが、又個人は本來其の種族の生活と一體であること遠からざる趣もある。然るに人智が漸く發達して自己意識が現はれて來ると、自己と社會との對立に氣付き、單に社會的風習の故を以てこれに順ふを肯んじないやうになる。しかし今日の思想問題は我等が原始的生活から文化に進んだから起つたのであると思つては、大なる誤である。我等は西洋に劣らぬ古い文化を有つてゐる。近來我が國民の生活事情は著しく變化したが、就中、世界を風靡する產業的文明の侵入に伴ふ經濟機構の變化の

爲に、國民の生活は種々の矛盾を來し、又それと共に外來思想の影響も漸次甚だしくなり、概して生活の物質的方面を偏重し、我が固有の道德的精神が其の統一力を十分に發しえ得ない有様である。かかる原因から生じた思想の中には往々過激に至り、歴史・國情を無視する如きものがあるのである。

近代的文明の發達が主として科學の應用による自然界の利用と、それに伴ふ產業の大改革に起因することを見て、人類進歩の原動力は物質的生產力のみにあるかの如く速斷し、法律・政治・道德・宗教の如きものまでも經濟の力によつて左右せられるものであると主張するものが出了。而し

自由と同等

て經濟關係が原因となつて社會の階級は生じ、これ等階級が相互經濟的に鬭争を繰返すことを人類の歴史であると誤り考へ、現代の社會制度は富有階級に便宜なるやうに設立せられて居るとなし、先づ私有財產制度を打破して、社會を一變すべしと主張するものが出来るに至つた。

斯く物質のみを見て精神を見ざる誤れる思想と共に又歐米の自由同等主義を彼我の辨へも無く採れることから起る誤も多い。自由とは先づ他人及び社會の強制よりの自由を意味し、次に經濟上自利的に行動するに於て何等束縛制限あるべからずとなして自由競争主義を取り、次に又道德的風習制度より自由となりて任意の行動を爲すこと

を敢てせんとする。これ等は道理と秩序に背ける似而非なる自由の行動であつて、やがて社會を攪亂して、他人に迷惑を及ぼし一身をも誤るに至るのである。歐米に於てと雖も、眞の自由は道理と法則に従ふによつて得られ、放縱は却つて最も人を不自由ならしめるものとしてをる。次に同等といふことは、もと歐米人が人間の萬事を個人本位的に處理して行かうとする主義の要求であつて、すべて人は皆對等の人間價值を有つとなし、この主意を以て社會制度・政治組織を立てようとするのである。しかし我が國に於ては、先づ家にあつて父子・夫婦・兄弟の尊卑の順序を始とし、外にあつて師弟・長幼・男女等の倫理を重んじ、最後に國家に

於ける君臣上下の別は人倫の根本である。かく尊卑上下の倫次ある所以は人性其のものの中には存し、かかる倫次を立てて相共に生活する中に萬人皆人間の尊さを實にすることが出来るのである。人は家に於て、社會に於て、國家に於て、各、其の地位に居り、其の職分を守り、秩序差別を嚴にすることによりて、何人も各、其の所を得、其の生を遂ぐることを得るのである。秩序を無視して、すべての個人が直ちに同等の地位に居らんとする如きは、直ぐに人間生活を破壊するものであつて、歐米の同等主義の本意にも違ふものである。歐米人はまた其の同等主義に基づいて彼等獨特の國家組織・社會制度を立てて居るのであり、すべて組織・制度

の存する所には必ずまた何等かの秩序と等位が立てられるのである。秩序と分との立たざる所には人は人として存立することが出来ぬ。

一般的に言へば國民の思想は一にすべく、又一にすべからざる所がある。一にすべきは、國民の思想に歸一する所がなければ、國民の生活は支離滅裂に赴くからである。一にすべからざるは、同じ所に歸一する思想も考へ方に種々あり、方面に種々あるからである。よくこの趣を了解しさへすれば、説が異なつてゐても、歸一する所を知つて、これを調和せしめることが出来る。只一箇の説き方、只一方面の考を以て統一的思想の全體を遍く現はすことは困難であ

る。しかしこれ等の種々の思想の中に自ら一貫する所があつて、其の一一致點が明確でなければならぬ。次には、國によつて思想は異なるものであり、また異なるべきものであることを知らねばならぬ。凡そ一國の成立の仕方は他國の成立の仕方と必ずしも同じではない。従つて國々の思想もいろいろである。それを強ひて同じやうにしようとするれば一國の一國たる所以を失ふに至るであらう。故に外來の思想は細心に吟味して、取捨を誤つてならぬことは、歴史の教へる所である。彼の國にあつて是とすることも、必ずしも我が國に是なりとは限らない。一の社會に妥當なものが、必ずしも他の社會に穩當であるとは限らない。

是れ最も辨へなければならぬ所である。今日我が國に於ける思想不統一の原因の一は、邦人が彼を知ること淺く、己を知ること深からざる所にあるのである。

### 一三 社會問題

上述の思想問題と密接に聯關して、社會問題が我が邦にも喧しくなつて來た。これは輓近社會生活の變動によつて從來の社會組織が維持せられ難くなり、從來の社會制度のまゝでは種々缺陷ある所より生ずる問題であるが、かく變動を起した中心勢力は産業の變革にあるが故、従つて社會問題と言へば主として經濟問題に聯關するもの、特に資

## 勞資問題

本と労働との關係より生ずる労働問題を指していふ。

近代經濟的生活の最も顯著なる特色は、生産手段を我所有とし、これによる利得を以て生活する資本家と、生産手段を所有せずして専ら労銀を以て生活する労働者との対立である。此の対立から勞資相互間の契約による労働時間・賃錢・失業等につき幾多の問題が生じ、これを解決せんとする爭議の頻發は、兩者の關係を益々險惡ならしめ、遂には資本家と労働者とは利害の相反する二階級たるの觀を呈し、互に鬭争を以て各、其の利を獲るの武器と考へるものが多くなつて來た。

## 争と道德

かかる鬭争觀に立つは、大いに誤れるものと謂ふべきで

ある。蓋し資本家は富の力により、労働者は團結の力を賴みにする罷業・怠業等の手段によつて互に相争ふときは、落着點は其の時の兩者の力の強弱によつて定まる外ないが、力の強弱は絶えず變動するものであるから、一旦の妥協の如きは忽ちの間に破れ、争を新にし、遂に鬭争の絶える時はない。而して此の間に於て雙方共に不幸を受くるのみならず、國家產業の不利此の上もなく、社會に不安を與へ、嫉視と憎惡とは遂に民族結合の弛緩をすら招來するに至る。

たとひ法を設けてこれを解決せんとしても、法は萬能のものではなく、情に於て服せざる間は、兩者共に種々の力と手段とを以て法を自家に有利に使用し、又はこれを改め、永久

社會問題は道德問題

に社會に不幸を齎すに至る。故に勞資問題を力を以て解決せんとする態度は誤れるものであつて、速かにこれを更めねばならぬ。

抑も力と力との抗争は德によらなければ熄むことなく、利と利との衝突は義によらなければ終止する所がない。徳とは忠恕の心、即ち己を推して人に及ぼし、他の境遇に身を置いて其の實情を知り、彼の福利を増進し、困苦を除き、其の樂を共にし其の憂を分つ心である。義とは私心を去つて、公平正當なる所に據る態度である。労働乃至技術の生産に貢獻する分を周到精密に考量して分配を公平にし、資本と經營が生産に寄與する分を正しく評價してこれを尊

ぶのが即ち公平正當の態度である。此の心と此の態度を以て相互の關係を正しくするのでなければ、經濟的融和は決して望まれない。故に西人も「社會問題は經濟問題にあらずして道德問題なり。」といつてゐる。

勞資の問題は富に關聯して起るのであるが、富は德義を根柢とするのでなければ、その運用は社會に害毒を流し、自己を傷るに至る。資本家の蓄積せる富が驕奢の資となつて世人の指彈と嫉視とを買ひ、又労働者の過多の賃金と時間の餘裕とは適社會の風紀を害するがごとき結果に導く場合もある。古語にも「德は本なり財は末なり。」とある。仁恕を以て相接し、公正を以て頒つによつて、勞資は和合し、

生産は益多くなり、従つて双方利する所が多くなる。而して得たる財は、其の用を正しくするによつて社會は繁榮し、國家は隆昌に赴く。故に道徳は社會問題解決の根柢であつて、其の要は一切の産業に於て個人の利潤を以て本とせず、すべて報國奉公のためであることを知つて實行するにある。人或はこれを迂遠の道なりとするは、眼前の利に昏くなるからである。又近頃の農村更生の問題も、結局の解決は只精神道德にあるのみである。所謂生活の向上といふ如き迷妄を捨て、他を羨まず、己を卑しまず、勤勞と儉素との實行によつて、人生の正味を體驗すべきである。

總て人は互に相依りてのみ存立する。「人は神の加護によつて榮え、神は人の崇敬によつて威を益す。」とも言つて

人は相依りて存立す

ある。官は民に養はれ、民は官によつて安んぜられる。醫師は患者を治療し、患者は醫師を養ふ。或は親は子女を育てて樂を得、子女は親によつて生長する。夫婦は相依り、朋友は相扶ける。労資協調して事業に當るによつて、双方利益を享け、國は繁榮に赴く。労資は相和すべきものであつて相争ふべきものではない。總て争ふのは利害が相關するからである。若し互に相關する所がなければ何も争ふことはない。故に争ふものは其の實、和すべきものである。而して其の大本は忠愛の日本精神にあるのである。

### 一三 婦人問題と結婚

歐米から傳はり來つて、我が國民の現代思想の底を流れ

てゐる自由同等の思想は、其の一表現として婦人問題を生起した。其の言ふ所を聽くに、現代社會は男子本位であつて、女子は隸屬屈從の地位にあるが、男女の要求を同等視し、此の同等の要求を充すべき制度を立てて、社會を合理的になすべきであると論ずるのである。かくして政治上・社會上・教育上・經濟上諸種の要求を男子同様に提起して來た。

蓋し是れ經濟的文明の發達に伴ふ經濟的事情の變化が已むを得ず女子をしてかかる要求に出でしめたのであつて、歐洲大戰以後歐米に於ては、これ等諸種の要求は漸次實現せられるやうになつた。

經濟事情の變化につれ、婦人の中には從來の如く家庭に留つて家事に専らなることが難くなり、社會に出て職を求

め、種々の業に從事する者が出來た。且つ從來男子のみ從事せる職業も、婦人の手によつてもなされるものが少くなくなり、先づ婦人職業問題が起つた。それと共にこれ等社會的勞役に就く女子は其の身體の保護を要するといふ婦人保護問題が研究せられるやうになつた。

文化の進歩につれて婦人も亦生活上諸種の修養をなす必要が生じた。そこで婦人も亦男子と同様の教育を受け必要ありとし、高等教育をも要求するに至つた。又政治思想も婦人の間に發達して、國政に參する權利を男子と同様に得んことを要望するに至つた。かくして婦人教育問題・婦人參政權問題が重要な問題となつて來た。これ等

の要求は時勢の赴く所に従つて起つて來るのであるが、先づ其の國々の國體・歴史・國情を考慮して、これに善處すべきである。其の國に相應せざることを急に實行すれば、社會の秩序を紊し、生活の不安を招く惧がある。特に婦人が外部のこと奔走して、其の天職たる家内の業務を餘所にし、我が國固有の婦德を傷つける如きことは最も避くべきことである。

男女の關係は最もこれを慎まねばねらぬ。一夫一婦は嚴に國法の命ずるところである。夫婦は人倫の始めとも謂ふべく、其の人生に於ける意義は實に重大であつて、一度其の道を誤るとときは、一身一家に大なる不幸を齎し、延いて

國家社會にも禍を及ぼすものである。結婚は祖先の家を繼承し、民族の生命を維持し、一國の歴史と精神とを相續する本である。故に唯兩人の幸福をもつて結婚の目的と考へてことを決してはならぬ。すべて一時の感情、眼前の便宜によつて結ばれた夫婦は、終を全うしないのが常である。結婚については最も父母の意を尊重せねばならぬ。また結婚の儀禮は國風に従つて嚴重に行ひ、親族友人に廣く披露すべきである。内密なる結婚は間違の本となるのである。

男女が婚を成す意義の重大なることを知れば、結婚前に於て男女の純潔を保つことのいかに意義深きものである

かも知るのである。純潔な夫婦によつて始めて民族的生  
命は清らかに永久に持続することが出来る。結婚後に於  
ては假りにも他に不純なる交があつてはならぬ。夫婦の  
情義は人生を愛重せしむべきものとなし、苦樂を共にする  
世路の慰めである。

#### 一四 財産の倫理

財産は自己及び家族の生活を支持し、發達せしめるに必  
要な物資の所有である。人各、其の生を遂げ、其の所を得る  
が爲には、其の用に供すべき相當の物資がなくてはならぬ。  
世に立ち、面目を保ち、道徳を守り、家を繼ぎ、家を傳へ、かくし

て人らしき生を送るには、それ相應の財産は必須缺くべか  
らざるものであつて、財産の起れる理由も、國法が財産を保  
護する理由も亦こゝに在るのである。

我が國で古來通用せる「身上」といふ語は、農家の田圃・穀倉・  
米穀・勤勉の如き、商家の金銀・貨物・商才の如き、武人の世祿と  
武士的修養の如き、其の人に特殊のものであつて、同時に財  
産となるべきものを指すのである。故に農家は世襲の田  
圃・山林を失はないことが其の家格を維持し、獨立の人たる  
を得る所以であり、武士は世祿を失はず、武士の修養を怠ら  
ないことが家柄と自己の體面とを保づ所以であると考へ  
て、所謂身上を尊重した。時勢大いに變遷せる今日に於て

も、此の意味の身上、即ち其の人特有の心身の能力と、並に其の財物の所有とは、これを尊重することに變りはない。かかる意味の身上は、他人の奪ふことの出來ぬものがあり、世間の尊重する所である。誰も皆かかる身上を有つことが願はしい。

然るに物質に依頼すること甚だしく、物欲私利を逞しくし、人と争ひ、只管富の蓄積を念とするは、賤しむべきことである。また近代の産業文明は貧富の差を愈々大ならしめる傾向を有し、財産を中心としての難問題が多く起つてゐる。其の中には、すべて私有の財産を否認して、所謂共産主義を唱へるものが出た。其の主張の一に、原始時代に於ては私

有といふことはなく、財は部落の共有であつたのが眞を得てゐるので、此の純眞なる原始的共有に復るべきであるとするものがある。蓋し原始的生活にあつては個人と其の所属の種族生活とは、人柄に於ても、また其の所有に於ても、分化しないのが常態である。即ち共有・私有の區別のない状態であるといふのが至當である。しかし人文が發達して、各、自己を自己とし、各、其の家を家とし、獨自の生を營み、世に有用の材となり、又各自其の子孫を長養する等、皆持続的に自己の所有たる物資を必要とする。是れ私有財産の理由である。然るに財欲の過大と現代經濟生活の弊とから、此の正當の理由ある私有財産の制も、國民全般の生活に禍

財産の使命

ひする點が出來た。しかし其のため此の制度其の物を破壊せんとするは、角を矯めんとして牛を殺すの類である。

財産は其の人の努力勤勉によつて造られるが、又父祖の財産を受け繼げるものもある。然るにすべて財を生ずる原因を精しく尋ねるときは、第一天然の資源に由ることを知る、即ち天然の恩恵に依るのである。又衆人の共力と國家の許多の設備と保護のない所には財を生すべき由がない。父祖・國家・文化の恩徳によつて個人も其の力量を造財の上に施すことが出來る。個人の力量も父母の恩、君國の恩、天地人類の恩から生ずる。我が國に於ては土地・人民共に天皇の下にあつて、所謂王土・王民である。私有財産も國

法によつて始めて立てられ、而して國法は勅許によつて立てられる。故に私有財産は君國から預つた公のものとしてこれを尊重し、國のため人のため有用にこれを用ひることを終局の目的とすべきである。

### 一五 道徳的 感情

道徳的感情

人間の種々の欲望と、それに伴ふ愛憎・喜怒等の感情とは、良心とも本心とも謂ふべきものの指示する所に従つて各適度に制御せらるべきである。然るに人間には良心又は本心の感情的發露とも謂ふべき種々の感情があつて、右の制御の用をなすと共に道徳實現の發端となる。即ち惻隱

の情・羞惡の情・感謝の情の如きはこれである。

惻隱の情とは他人の境遇を思ひ遣つて氣の毒に思ふ情である。己を推して人に及ぼし、樂を共にし憂を分たうとする恕も亦これに外ならない。孔子の教に「君子の道四あり。丘未だ一をも能くせず。子に求むる所を以て父に事ふる事未だ能くせず。臣に求むる所を以て君に事ふる事未だ能くせず。弟に求むる所を以て兄に事ふる事未だ能くせず。朋友に求むる所を以て先づこれを施す事未だ能くせず。」とある。是れ即ち恕の工夫の難きをいへるものである。只己のみが欲し求めたならば、不正な行爲ともなつたであらうに、誰も同じく欲しいのであらうと思ひ遣る

ときは、彼我を全うすることが出来る。財貨を好む欲は往往不正邪惡に人を導く。然し之を推して人に及ぼすときは正善に赴く。孟子が齊王に仁政を説いたとき、齊王が「寡人貨を好む疾あり。」といつた。孟子はそれに對して、「昔周の公劉は貨を好みしが、人情皆かくの如くなるべし」と察して、大いに人民の爲に盡力して、一國を富ますに至れり。王若し貨を好むも百姓と之を同じくせば、王に於て何か有らん。」といつた。公劉は貨を好んで民を富まし、紂王は貨を好んで天下を失つた。等しく貨を好みながら、結果はかくの如く違ふのは何故であらう。是れ全く之を恕すると否とによるのであつて、恕の用また靈活なりといふべきである。

## 羞惡の情

故に孟子はまた「老吾老以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌。」といひ、故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子。古之人所以大過人、無他焉、善推其所爲而已矣。」と言つてゐる。

禽獸は恥を知らない、唯人のみ恥を知つてゐる。食を乞ふものは既に恥を忘れたもののやうであるが、若し犬猫に與へるやうに投げ與へるならば、覺えず憤然として去るであらう。其の覺えず憤然たるは本心の發露であつて、食を乞うて歩いたのは本心が曇つてゐたのである。孟子は「羞惡の心人皆これあり。」といつてゐる。彼が若し其の憤つた心を擴充するならば、再び乞丐兒にならないであらう。利益を貪ることを誇示するものはなく、却つて之を隠すの

## 羞惡の情は義の端

は、之を恥ぢるからである。卑怯なものも卑怯を恥ぢる。凡そ恥ぢるのは人が之を知ることを恥ぢるのであるから、恥は社會的感情であつて、名譽・體面の感情と一類である。偽善は最も恥づべきことである。しかるに善は偽つても、惡を偽らないのは何故であらう。此の心を察すれば、偽善は大いに恥づべきものであることがわかる。語に「恥を知るは勇に近し。」とある。恥づるが故に利欲に克ち、怠惰に克ち、怯懦に克ち、生命の欲に克つのであつて、これが眞の勇である。而して義は勇によつて行はれ、勇は義によつて長づる。故に恥を知るは義に進む所以である。孟子も「羞惡の心は義の端なり。」と言つてゐる。

恥を知ると共にまた、如何なることを恥づべきであるかを知らねばならぬ。蓋し恥づべきことは多いが、特に各恥づべき所がある。武人は卑怯を恥ぢ、官吏は貪欲を恥ぢ、學者は無學を、技術家は工に拙なるを恥ぢる。信用を失ふは商人の恥とする所、勤儉を缺くのは農夫の恥とする所である。また男子は剛ならざるを、女子は柔ならざるを恥ぢ、長者は寛ならざるを、幼者は順ならざるを恥とする。故に恥は人をして地位職分を知らしめ、自家獨特の面目を重んぜしめる。しかし世には恥ぢるに足らないことを恥ぢて、一生を誤るもののが少くない。孔子も「惡衣惡食を恥づる者は、未だ與に議るに足らず」と教へてゐる。恥の情もまた修

## 養すべき方面が多い。

恩を知つて感謝する心は誰にもある。一舉手一投足の勞も、親切の片言も、感謝するのである。若し此の心を擴充すれば天地の間、何物か感謝に値せざるものがあらう。日の照らし、雨の霑ほし、草木の長じ、鳥獸の飛走する、我に何の功德があつて此の樂を享けることが出来るのか。行くに路あり、渡るに橋梁あり、居るに屋あり、食するに米麥がある。父母に養はれ、師に教へられ、國法の保護を受ける。我の今日あるのは皆他の賜である。賜とは何であらう。草木は自然の道に従つて生長し、人は各其の職に盡して、橋を架し家を築き、耕作をする。親は子のために勞苦し、師は生徒の

ために教育し、すべて國家社會の中にあるものは、各己の分を盡すことによつて、國は維持せられる。而して我等は此の中にあつて始めて生を遂げる。して見れば、我もまた我が分を果すのが報恩の道である。子としてはよく親に事へ、學生としてはよく學業を勵み、臣民としては君國を念ひ、國法に遵ふべきである。これを感謝を交ふる道と考へずして、只交換賣買のことのやうに思ふのは、今日の幸福に狎れて足ることを知らないからのことであらう。飢渴したことがなければ、一椀の飯の有り難さが知れ難い。父母が常にゐれば、父母の恩に氣附かない。學校が常にあるから、其の恩澤を覺らない。昔子路は我が家が貧しくて、米を百

里の外に負うたことがある。父母の歿後、富貴の身となつて衣食豊になつたが、此のときまた親のために米を負はうと思つても出來ないといつて歎いた。凡そ人欲が增長すると、恩を感じなくなる。これを恩を知らずといひ、恩を知らざるを禽獸のごとしといふのである。

### 一六 世界の文化と我が國民 一

我が國は皇祖皇宗の開き給へる所である。即ち皇祖皇宗が國土を肇造し、民人衣食の道を開き、忠孝の教を立てて、國基を定め給うたのである。故に國土は天胤の有であつて、國民は天皇の赤子である。歴代の天皇は此の皇祖皇宗

の大御教によつて國を治め民を導いて、曾て私見を挿み給ふ如きことはない。國民はまた天皇の詔を遵奉して、各其の職を務め、其の分を盡して、毫末も私意を抱かない。故に我が國に於ては、忠孝は國の根源に對する感情に基づいてゐるのである。すべて生命の根源に對する感情は、尊敬・親愛の誠であつて、人情の至極である。神明を尊敬し、父母を敬愛する心は教を俟つて始めて生ずるのではなく、却つて教の由つて生ずる所である。人は其の敬愛する所に對しては従順である、即ちこれに委せ、これを信じ、これに安んずる。肇國の精神は即ち我が國民生命の根源であるから、此の精神に順なるのは己の根源に安んずる所以であつて、こ

れを君國に忠なりとも、國祖に孝なりともいふのである。またこれを大和魂ともいふのである。我が國の神道と稱するものは、即ち皇祖皇宗が國を肇め民を養ひ民を教へ給うた惟神の道であつて、國民には國民的中心信念である。

儒教は支那から、佛教は支那を経て印度から傳來した。其の教は各、主とする所があつて、我が皇道と異なる所があるが、其の要を擇んで我が國の教化の輔助とし、長き歴史の間に百般の文物に浸潤して、大いに國民精神を養つて來た。其の中、儒教の淵源は支那先王の政教であつて、此の政教を完成した周公及び此の政教を說いた孔子の名によつて周公・孔子の道ともいはれてゐる。應神天皇の御宇に始めて

我が國に入つて來た。儒教の典籍は詩・書・易・春秋・禮・論語・孟子・大學・中庸・孝經等であつて、實に修身・治國の道を載せてをる。治國の本は德であり、徳はこれを身に修めて得られる。徳の本を孔子は仁とした。仁に達するには孝悌を出发點として、忠恕を以て行ふのである。孝は親を敬愛することであつて、忠恕は廣く自他の生命を一にする所以である。内は我が生命の根源に復り、外は萬人の生命と通ずる。是れ即ち仁徳であつて實に治國の大本である。治國とは人倫を天下に明かにするにある。或人が政治の要を問うたのに對して、孔子は答へて、「父父たり、子子たり、君君たり、臣臣たり、夫夫たり、婦婦たり。」と言はれた。此の數語はよく儒

教の要を盡し、治國の教たることを示してゐる。抑も國家の統一は名を正し、分を明かにするにある。名分は國家生活の根本條理である。此の條理は或は義とも義理とも稱する。名分・義理の學は、儒教が我が國民の道德と國家統一の道とに對して貢獻した最も大なるものである。

又儒教は天地が萬物を化育するをば道の根源となし、聖人が教を設けるのもこれを則としてゐる。此の萬物化育の根源を天と稱し、或はこれを崇敬して上帝ともいふ。萬物を生むのは天の仁徳である。又人は祖先から出るものである。子を生育するのは親の慈である。故に上帝を祭り、祖先を祀るのは、生々化育の徳に報いる所以であつて、皆

異 我が國體との相

孝である。君とは何であらう。天地は萬物の父母であつて、萬物の中、人が最も靈である。而して人の中最も有徳なものが天に代つて民を撫育する。これを君となすのである。故に君は民の父母である。かくして儒教は父子の道を重んじ、孝を徳の本となし、王者は天に事へ先王を祀るを政教の本としてゐる。

儒教は我が惟神の道と大いに同じい所があるが如何せん、王者は國土を肇造し民人を生育した國民の祖ではなくして、只徳あるものが百姓の中から起つたものであるから、只民を愛撫する仁によつて君となり、仁を失へば君たる地位を失ふ。君臣の分はこれを説くけれども、其の實臣を以

て君となることが出来るのである。これ我が國體と大いに異なる所であつて、君臣の道が確立せず、後世に至つては只力あるものが王となつて、常に争亂の絶えなかつた所以である。

中林成昌は、「萬國同じきものは本性なり、異なるものは教法なり。」と言つてゐる。人間の本性は一であるけれども、國土の形勢・民族の性質・國家成立の事情・歴史の進行如何によつて道德の成形が違ひ、教の立て方も異なる。彼に是なるものも我には是ならず、我に非なるものも彼には非でないことがある。他國の文物を學ぶものは、活眼を開いてこれを取捨することを忘れてはならない。儒教の渡來後、此

の取捨を誤つたことはないでもないが、遂に我が國の正に歸した。而して儒教は徳川時代に至つて最も盛に行はれ、其の忠信・孝悌・廉恥・節義の教は治道に資し、士人修身の範となつた。茲に至つては最早支那の儒教ではなくして、我が國の儒教ともいふべきである。抑も我が國の道は古今を通じて一貫してゐるけれども、其の教の盛衰消長は免れなかつた。儒教・佛教が古くから我が國に入つて来て、大いに我が文化を輔けたけれども、彼我教法の辨別がまだ十分に明かであつたとはいへない。降つて徳川時代に至つて學問が大いに起り、彼我の研究もまた精密となるやうになつて、我が固有の道徳の自覺が最も明かとなり、眞に我が國の

倫理の學と稱すべきものが起つた。山鹿素行の學・山崎闇齋の學・水戸の學及び國學は其の最たるものである。而して此の間、尊皇の精神が大いに養はれ、此の精神は外部の諸の事情と相俟つて、明治維新の大業の原動力となつた。

### 一七 世界の文化と我が國民 二

佛教が我が國民を教化した功績の大なることは、儒教に勝るとも劣る所はなからう。其の教義は固より博く且つ深いのであるが、儒教の主として治國の教であるに對して、佛教は主として治心の教なりといふことが出来る。佛教は儒教よりも稍後れて欽明天皇の朝に渡來し、朝廷の尊崇

## 佛教の根本

によつて速かに全國に擴がつたが、延暦・弘仁の頃桓武天皇・嵯峨天皇の朝、最澄・空海が出るに及んで始めて日本の佛教ともいふべきものが起つたと稱せられてゐる。降つて鎌倉時代前後に至り、淨土宗・一向宗・日蓮宗・禪宗の諸宗が起つて、各其の隆盛を極めた。而してこれ等の佛教が武士の精神修養の資となり武士道の發達に貢獻した事は少くない。

蓋し佛教は轉迷開悟の教である。迷とは何であらう。世間萬事は絶えず流轉變化して、常あるものは一としてない。先づ我が此の身は生れ老い、病み、而して死するものである。我が最も親愛する父母・妻子の身もまたさうである。我が貪り求むる財寶・名譽・地位も亦無常である。常なきも

のを愛し求め、これに執着するが故に樂は速かに去つて、悲が早く来る。これ人生の苦なる所以である。而も此の常無き萬象の裡に常住の眞がある。これを知るのが開悟である。此のとき世上紛々の迷夢が覺めて、死生を超え、欲念を離れて、安樂に生きることが出来る。故にまた佛教は拔苦與樂の教と稱することが出来る。且つ既に名利を離れ、死生を超えることが出来れば、公明正大の道は自ら開けて來るのである。

開悟の道を學といふ。學に戒・定・慧の三がある。而して定を以て本とする。定とは一心に佛を念じ、佛に歸依し、或は靜坐心を澄まし、心の本に復ることをいふ。戒とは種々

の戒律を守つて、身を修め行を慎むことをいひ、慧とは經典を窮め眞理を尋ねて智を開くことをいふのである。

また佛教は知恩報德の教ともいふ事が出来る。我が此の心身の由來を一々觀じ来れば、皆父母教師・社會・同胞・君國・古來の教訓等の賜でないものはない。若しこれ等の恩恵がなければ、我といふべきものは一もないのである。故によく恩を知れば我といふものの無き事を知り、個人主義の迷夢なることを覺る。是に於て我は唯此の恩徳に報いんが爲に、父母に事へ、君國に盡し、衆人の爲に勞し、而して此の眞理を人にも知らせんと努力する外餘念はないのである。凡そ佛教の説く所は、我が神聖の道と齟齬することが多

いけれども、若し其の要をいへば、生死を超脱し、利欲を離れ、恩を知り、慈悲を施すの教であるから、我が國民の道徳の發達に大いに貢獻し、また其の廣大なる經典・說法の中には人生の教訓が充ち満ちてゐる。特に其の萬有實相の開示、吾人本心の證明は確乎不拔の自信を與へて、邦家の爲に身命を捧ぐる意氣をも發せしめて來た。即ち佛教もまた儒教の如く、我が國の歴史の進行中我が國の道に融化せられ、また我が文化を豊富にしたことを見なればならぬ。

近代に至つて西洋の文物が大いに採用せられ、我が國民の生活に一大變化を來した。しかし其の多くは科學及び其の應用による技術に屬するものであつて、道徳的精神は

依然として我に固有である。佐久間象山の所謂、東洋の道德。西洋の藝術とは、今日なほ大體我が國民の實際を言つてゐるといつてもよい。蓋し西洋の道徳的精神は其の政治法律、經濟の形に於て我が國に入り、勿論我が道徳思想に大なる影響を及ぼしたけれども、それ等の根柢となつてゐる宗教哲學及び西洋諸國民の國民的神精神は深く我を動かすまでに至らなかつた。只基督教は最も近く我が國に渡來し、少數者間には深く信ぜられてゐる。然し二千年の長き間、西洋諸國に行はれた此の宗教は、此等諸國民の道徳・藝術・學問・政治・法律等と融合して、其の特色を帶びたまゝに我が國に入つて來たから、我が國體と相容れない所もあつた。

しかし此の宗教の精髄たる愛と心の純潔との教は、將來如上の附加物を脱離して、却つて我が國民の道徳を輔育する資となることは、恰も外教としては我が國體と相容れない所のある儒・佛二教が遂には我が文化の要素となつた如くならなければならぬ。蓋し大道は萬國に通ずるけれども、教法は國々によつて異なることは、古今の通義である。

西洋の哲學といつても、眞・善・美の理想界を説く古代希臘の觀念論の血脉の今日に傳はつたものの如きは、其の精髄を取り其の糟粕を去つて、我が國の文教に資することが將來あるであらう。しかしすべて哲學は其の國民の精神的生活の特色を帶び、其の國民的文化の產物であることは、儒

佛二教に於て見ると一般であるから、取捨宜しきを得なければならぬ。我が國の哲學は我が國體と我が國民道德との中に具はつて、其の近代的發達を俟ちつゝありといふべきである。

### 一八 公 民

君國に對しては忠良なる臣民たれば十分である。此の外別に公民たるもの要しないやうである。然るに特に此の名のある所以は何故であらう。凡そ共同生活は分業によつて成り、各自其の職業に從事する。是れ各、自己獨特の能を捧げて公共のために盡すべきものであるから、公明

忠直の心を以てすべきは勿論であるが、同時に又一家の私の存立の資もこれによつて得られるのである。然るに立憲政治の制が行はれ、又自治機關が發達した今日にあつては、我が帝國臣民は各其の職に忠なるのみならず、又直接に法の示す所に従つて國家社會公共の生活の機關の運用に參與しなければならぬ。此の私の生活には關係なくして、全然公共的な機關に對して自己の分を盡すのを生活の公民的方面となすのである。

故に公民の道は正義の感を以て主眼とする。是れ忠良なる臣民たるの道徳中に自ら含まれるものであるが、公民たるものは大小公共團體の生活機關についての知識を有

し、自己は其の何れの部分に如何やうに與るべきかを知り、  
その遂行に對して責任を負ひ、かくして公共團體の生活  
全體に對しても責を分つべきである。

先づ國家に對しては兵役、納稅の義務を負ひ、議員選舉の  
權利を有する。凡そ我等の一身一家を保護する國家の廣  
汎なる作用に對し、我等が一般的に直接貢獻して其の作用  
を遂げしめるものは、只納稅あるのみである。納稅から得  
た財によつて國家の一切の機關は運轉せられる。納稅の  
義務の重大なるはこれを以て會得すべきである。次に兵  
力は對外的に國家の存立する最後の根據であつて、又平時  
産業、通商、海外企業等に對して缺くべからざる保障である。

而してこれは只國民各自が其の生命を以て其の任に當る  
外はない。兵役義務の重大なことは言を待たない。議員  
選舉權は近來大いに擴張せられ、國民普く此の權利を授け  
られるに至つた。是れ國民が悉く國政に與るのであつて、  
實に君臣一體なる我が國體が勅命によつてかゝる近代的  
表現を得たのである。凡そ代議士は一身の利害は勿論、一  
地方、一職業、一團體の利害を代表するものではなく、國家全  
體の利害を代表するものである。されば眞正の代議士た  
り得ると信ずる者を、公明正大の精神を以て選舉して、毫も  
他心があつてはならぬ。選舉に關して正義を守らない國  
民は道義に背くばかりでなく、其の禍は近く自家の頭上に

降り来るであらう。

地方自治についても、自治機関の性質を知り、其の運用の利弊を察し、私黨私利を營む害の恐るべき所以、公共心が自他の福利を全うすべき所以を知つて、互に相戒めて、各責任を果すべきである。又地方の教育・産業・消費等に關する諸種の施設、習俗・風紀の改善等について力を致すこと、公民の任務といふべきである。

議院制度は勢ひ政黨成立を誘致する。政黨には利弊があるから、其の弊を去つて其の利を享けるやうに心掛けねばならぬ。而して其の方法は、國民一般が正義を愛し、選舉を公平にし、勢の大小、力の強弱に従つて其の嚮ふ所を定め

ず、成敗を以て正邪を論ぜざるにある。社會に於ける其の地位、其の職業等の關係に基づいて利害の念を起し、私心を以て公共のこととを判断しようとするが如きは、公民の最も戒むべきことである。

輿論は其の國民の思想感情の反映である。國民の政治的見識の發表たると同時に、又よくこれを指導し、政治的勢力を左右しかくして國政の上に大なる影響を及ぼすものである。國民の道德思想が健全であつて、公私の毀譽褒貶を誤らず、道徳的輿論が社會の不正事を擯斥して、それをして存在の餘地なからしめ、眞の名譽と似而非なる名譽とを混同せしめないやうにすることは最も望ましきことであ

る。すべて人は是非を誤らざる良心を具へてゐるけれども、種々の偏見や私欲から道徳的判断を不純ならしめることがある。又たゞ世上多數の偏見を以て知らず識らず評價の標準となす傾があり、自己は正しき意見を抱き、行を正しくしても、他人の意見には逆はず、他人の非行を黙視することがある。自ら正しくするは勿論、又人をも正しくすることは公民の責任である。是非正邪の判断は正直に発表して誤れる言論を斥け、不正の行爲を容るゝ餘地なからしめなければならぬ。

眞の輿論は國民大多數が眞實に抱懷する所の感想の發表でなければならぬ。而してこれを知らうと思へば、平生

心を公共のこととに寄せ、かつ虚心坦懐以て衆人の希望を察しなければならぬ。其の聲は大であつても、其の實たゞ少數者の私見を表はすものがあり、其の聲は小であつても、其の實眞の公論たる性質のものがある。宣傳に眩惑されず、明かに眞相を究めなければならぬ。

凡そ公民として我等は公共のことに関する権利を重んじ、これを行使することによつて、一般の福利に對する自己の責を全うすべきである。英國の哲學者ヘンリイ、シジキックは大陸漫遊中、代議士選舉の一票を投ぜんがために、直ちに踵を返して歸國の途に就いたと傳へられてゐる。人動もすれば誤つて自家の便益を主張することを権利の主張

と考へ、私の利害に關係のないことは國法の與へてゐる権利をも棄てて顧みない憾がある。權利とは公的のものであつて、私的のものではない。我が國に於ては天皇が臣民の念願を果さしめ給はんとの國家的御見地から、個人の利害の範圍を限定し給へるものであるから、自他の權利は共にこれを尊重し、私の便益を犠牲に供しても、これを主張すべきものである。

### 一九 道徳の力

道德とは人生を全うする道である。人生を全うすると、物を生ずる道である。春花を開いて、秋實を結ぶ。人生

を全うする道も、此の自然の道である。春夏の間耕耘に勞苦して始めて秋の收穫がある。業は勉むれば成り、怠れば荒む。卑俗な欲が增長すれば志は卑しくなり、且つ高尚な理想が起らない。眼前の逸樂に流れるときは向上の勇氣は消耗する。少壯のときに學ばずして、老大徒らに我が生の空虚を歎じても詮なきことである。蓋し人間も其の發達におのづから順序と時期とがある。年少のときは氣が銳く、遂行せんとする意が最も盛である。又記憶力が強く、思想も硬化せずして、博く知識を容れるに適してゐる。或富人が、今日巨萬の富を積む。これ初め艱難辛苦を嘗めて漸く少額の財を爲したるが本なり。其の後は殆ど勢を以

人生を全うする  
所以

て大を致せり。」と言つたといふことである。學問事業の成就もまた此の通りである。青年の時、勉勵刻苦しても、其の得る所はさまで多くはなからう。しかし後年大いに成すの基礎は實に此處にある。故に青年に貴ぶ所は、精神氣魄を奮起して安逸遊惰を恥ぢ、難事に勇むにある。

人生を全うするとは、視ることは明、聽くことは聰、思想は詳密、言は眞實、行は確實なるをいふのであつて、即ち萬事成功の道である。又身體は生理に従つて養はれ、財は入るを計つて出づるを制することによつて理まり、而して家と國とは徳によつて存立する。徳とは己達せんと欲して人を達し、己立たんと欲して人を立つるものである。人を全う

するによつて己を全うすることは、最も安固の道である。人を斃して、己を全うしようとすると、最も危険な道である。一身に於ける如く、國に於ても同様である。親を全うするは子として己を全うする所以であり、子を全うするは親として己を全うする所以であり、又よく生徒を教ふるは教師として己を全うする道である。すべてよく其の職務を全うするは、世のため國のために全うすることであつて、同時に身を立てる所以である。人の世話をならぬとは、人の世話をすることである。蓋し何にまれ社會に有用なことをなして、始めて一身は立ち行くのである。他人の道具となつてこそ、我は一箇獨立獨行の人となり得るのである。す

べて人は互に他の役に立つやうに生れついてゐる。他の役に立てば他に善きは勿論、亦我にも善いのである。人を喜ばすことをすれば、さうする自分は人に嫌はれることはなからう。これを人生を全うするといふのである。眼前の欲を満足せしめて終身の計をなさなければ、一身を全うすとはいへない。一身の計のみをなして、他人を顧みないものは、人生を全うするとはいへない。

身體の強健は何人も欲する所であるが、強健の身を以て悪をなすのは、病弱にして惡をなし得ない者にも劣る。知識・技能を有用の材といふのは、公益を廣め世務を開くからである。若しこれを用ひて私利を勞み、或は惡事を計るな

信を以て本とす

らば、寧ろ無知無能の却つて害無きには若かぬのである。一國としても、たとへ國富み兵強くとも、信義を顧みず、他を侵害するならば、早晚衰滅を免れないことは、古今の歴史の證する所である。故に身體の健康も、富の増殖も、科學・技術も、才能・智略も、皆これを善のために用ひる道徳心を主人としなければ、其の價值は認められない。これに反して道徳あるものは、不節制のために身を害したり、遊惰安逸のために貧窮に陥つたり、或は怠慢にして智能の修得を忽にすることはない筈である。故に國に道徳が盛であれば、國民は皆健康であり、皆富み、才能・知識があつて、且つよく和親し、私のために公を害することはない。外國に對してはよく信

知識も道徳に歸着す

を以て交はり、事あるときは忠勇の精神を奮つて君國を護る。孔子は「國の存立するには兵と食と信とを要すれども、信を以て根本とす。」といはれた。

學校は知識を修得する所である。科學は萬有の眞相を我が心に會得して、毫も臆測空想を許さないものであるから、最も眞實の徳を養ふに適する。數學は理の嚴正にして些の偽瞞を容れないことを教へ、歴史は國の興廢存亡する所以を事實によつて知らしめ、心を古今悠久の上に馳せて理想を高くせしめる。言語は内に思ふ所を外に表はすものであるから、最も眞實の徳を養ひ、思想を精練するものであり、文學・藝術は性情を純正に發露して人情の眞に接せし

め、或は人を萬象の美に導いて名利の巷を超脱せしめる。故にすべての知識は皆道徳に歸着することを悟るべきである。まして學校に於て直接道徳修養を事とする課業には尙更のことである。

### 二〇 皇運の扶翼

人は先づ以て自己の今日ある來由を知らねばならぬ。自己の本を知る所に人の人たる所以がある。我が身の本は父母の生育、父母生育の本は家祖先、家祖先の大根本は國である。國は歴史的存在であつて一朝一夕のものでない。人が其の國の歴史の中に終始するは魚の水中に生死する

が如く、水を離れて魚なき如くに其の國の歴史を離れて人  
はない。我が身の本である此の歴史を忘れるものは大い  
に自己の本分に背き自己の存在を危くする。

天皇の御祖先が此の國土を開き此の民人を生育し始め  
給ひしより此のかた萬世一系君臣の大義確立して搖ぎな  
く、君は誠敬以て祖神に奉對し慈仁以て萬民に臨ませ給ひ、  
臣民は忠誠以て君上に事へ孝敬以て父祖に報い、山河は秀  
美であつて風俗敦厚、人情清明、義に勇み、上下和平、千百世を  
經るも尙ほ一日の如き無比の國體を成し來れるもの、これ  
我が國である。かゝるめでたき王土に生れて君父無疆の  
恩に浴し、各其の所を得、其の生を遂げつゝあるもの、眞に生

ける甲斐ありと謂ふべきである。

夙くから漢土の儒教に接して其の美なるものを同化し、  
佛教を入れて其の善なるものを攝取し、さらでだに善美な  
る我が固有の文化は益其の内容を豊富にし深遠にし、今や  
其の二教も其の本土には衰亡して其の粹は却つて我が國  
に生けるが如くである。聰明正直なる我が國民は近く又  
西洋の一種優れたる文化を探つて我に用ひ、利用厚生の道  
大いに開け來つた。世界廣しと雖も、萬國多しと雖も、我が  
固有の美に加ふるに斯くも他の文化の美を以てし、能く彼  
を了解し賞翫して、其の深さに於て其の廣さに於て人生を  
斯くも己の上に實現するものは、たゞ我が國民あるのみで

ある。我が國ほど一貫の歴史に於て古き國はなく、日に新なる進歩に於て新なる國はない。

其の由つて来る所を深く考ふるに、一大中心あつて國土を開け民人育し、忠愛の情上下に流通し、和平の氣古今を貫流し、國はさながら一大家族を成して、信仰・道徳・政治・經濟・學問・藝術等生活のあらゆる方面が洩れなく此の大中心によつて統一せられ維持せられ勸奨せられて來たからである。我が國の歴史とは即ち皇運隆昌の歴史である。たゞ歴史の裡にのみ生を全くすることの出來る人間として、我等日本人の全生活は擧げて皇運の扶翼にあるのであつて、更に何事もない。

新修文格



發行所

中等學校教科書株式會社  
日本出版文化協會會員番號  
一一七五二二

東京市麹町區飯田町二丁目二十番地

印刷者 小澤米藏

大阪市西區幸町通一丁目十八番地

中等學校教科書株式會社  
代表者 山本慶治

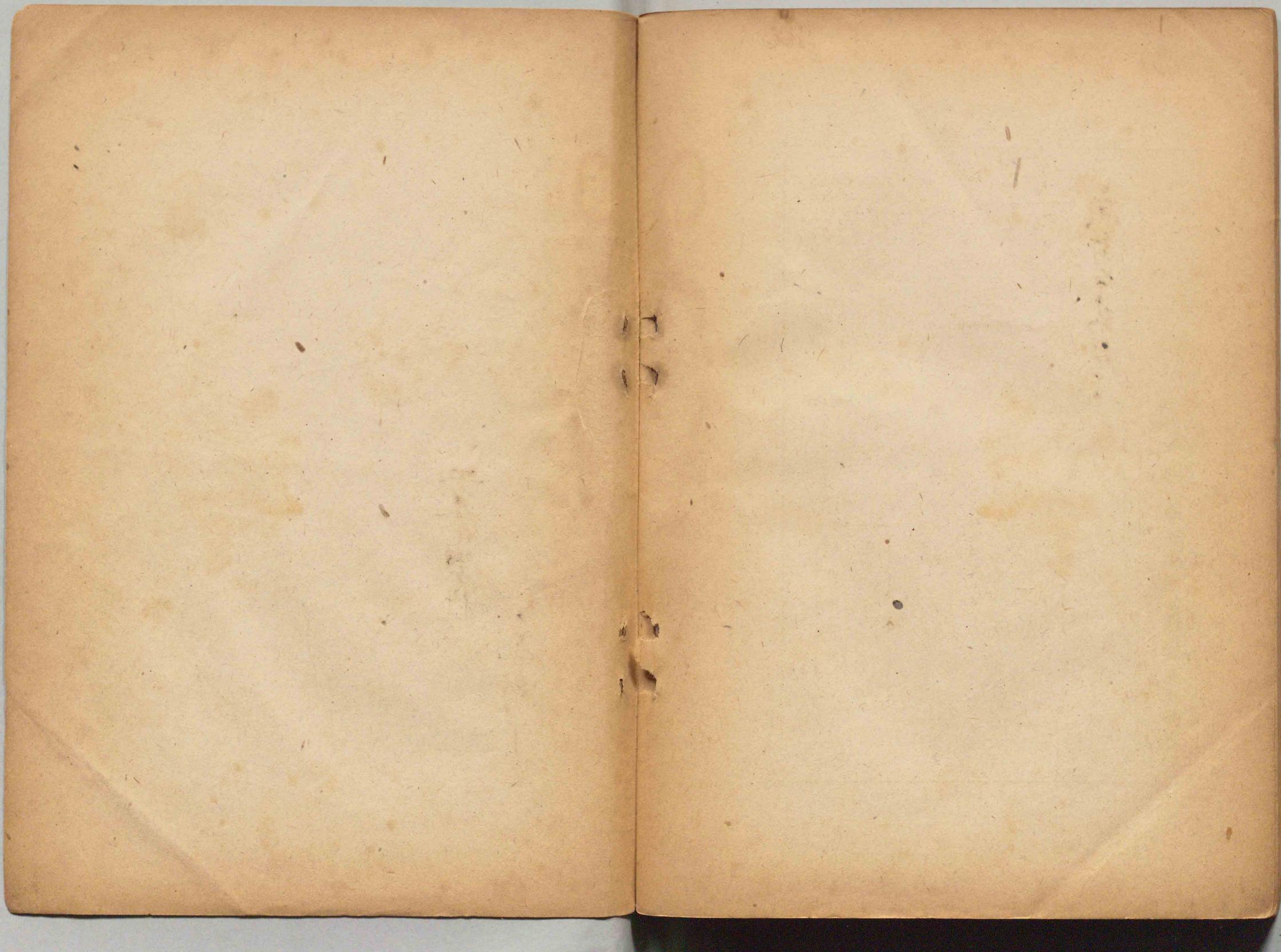
東京市麹町區飯田町二丁目二十番地

編者 西晋一郎

新日本修身	
定價	一三
四五	金四
四四	拾
四四	拾五
四四	錢

(略名) 修文西修身

昭和十六年九月十五日  
昭和十六年九月廿五日  
昭和十六年十月廿六日  
昭和十六年十月廿七日  
昭和十六年十月廿八日  
昭和十六年十月廿九日  
昭和十六年十一月三十日  
昭和十六年十二月一日  
昭和十七年一月二日  
昭和十七年一月三日  
昭和十七年一月四日  
昭和十七年一月五日  
昭和十七年一月六日  
昭和十七年一月七日  
昭和十七年一月八日  
昭和十七年一月九日  
昭和十七年一月十日  
昭和十七年一月十一日  
昭和十七年一月十二日  
昭和十七年一月十三日  
昭和十七年一月十四日  
昭和十七年一月十五日  
昭和十七年一月十六日  
昭和十七年一月十七日  
昭和十七年一月十八日  
昭和十七年一月十九日  
昭和十七年一月二十日  
昭和十七年一月廿一  
昭和十七年一月廿二  
昭和十七年一月廿三  
昭和十七年一月廿四  
昭和十七年一月廿五  
昭和十七年一月廿六  
昭和十七年一月廿七  
昭和十七年一月廿八  
昭和十七年一月廿九  
昭和十七年一月三十



広島大学図書

2000302128

